

2月1日から
申告スタート!

町県民税申告は3月15日(月)までに

申告は郵送でも
できるよ!



申告はお早めに期限内にお願いします。

お問合せ 税務課 ☎985-7127

申告予定者数を考慮して地区ごとの受付・相談日を設定しています。設定した日に申告できない方は、下記日程の日でも受付しますが、なるべく地区ごとの日程にご協力下さい。

なお、今回の申告受付・相談会場は「仲里庁舎」と「具志川庁舎」の2か所となります。

■申告受付時間

受付時間	午前 8時30分～11時 (正午終了)
	午後 1時30分～4時 (5時終了)

■地区ごとの申告受付日程表

※午前中の会場は仲里庁舎となります。

期 日	受付地区	会 場	
		※午	後
2月8日 月	宇江城、比屋定、阿嘉	仲里庁舎 1階 税務課	
2月9日 火	真謝		
2月10日 水	宇根、真泊、泊、奥武		
2月12日 金	謝名堂、比嘉		
2月15日 月	真我里、イーフ		
2月18日 木	銭田、島尻		
2月19日 金	山城、儀間		
2月22日 月	儀間		
2月24日 水	嘉手苺		
2月25日 木	大田		
2月26日 金	兼城	具志川庁舎	
2月29日 月	仲泊		
3月1日 火	鳥島、仲泊		
3月2日 水	北原、大原		
3月4日 金	山里、上江洲		
3月7日 月	久間地、西銘		
3月8日 火	仲村渠、具志川、仲地		

■地区ごとの受付日に申告できない方 ※全地区対象

期 日	会場(終日)
2月1日(月)～5日(金)	仲里庁舎 1階 税務課
3月9日(水)～11日(金) 14日(月)、15日(火)	具志川庁舎 1階 税務課

沖縄税理士会「無料相談会」のお知らせ

所得税の確定申告を要する方は、無料相談会をご利用ください。

※会場：仲里庁舎2階会議室(終日)

期 日	午 前	午 後
2月16日 火	10時～11時30分	1時～4時
2月17日 水	9時～11時30分	

【対象】

- 税務署から確定申告の案内が届いた方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 譲渡(土地、建物、株式などの売却)所得のある方
- 消費税の申告をされる方

税理士相談会にお越しいただけない方は、直接、北那覇税務署へ申告相談して下さい。

北那覇税務署 ☎098-877-1324

お 願 い

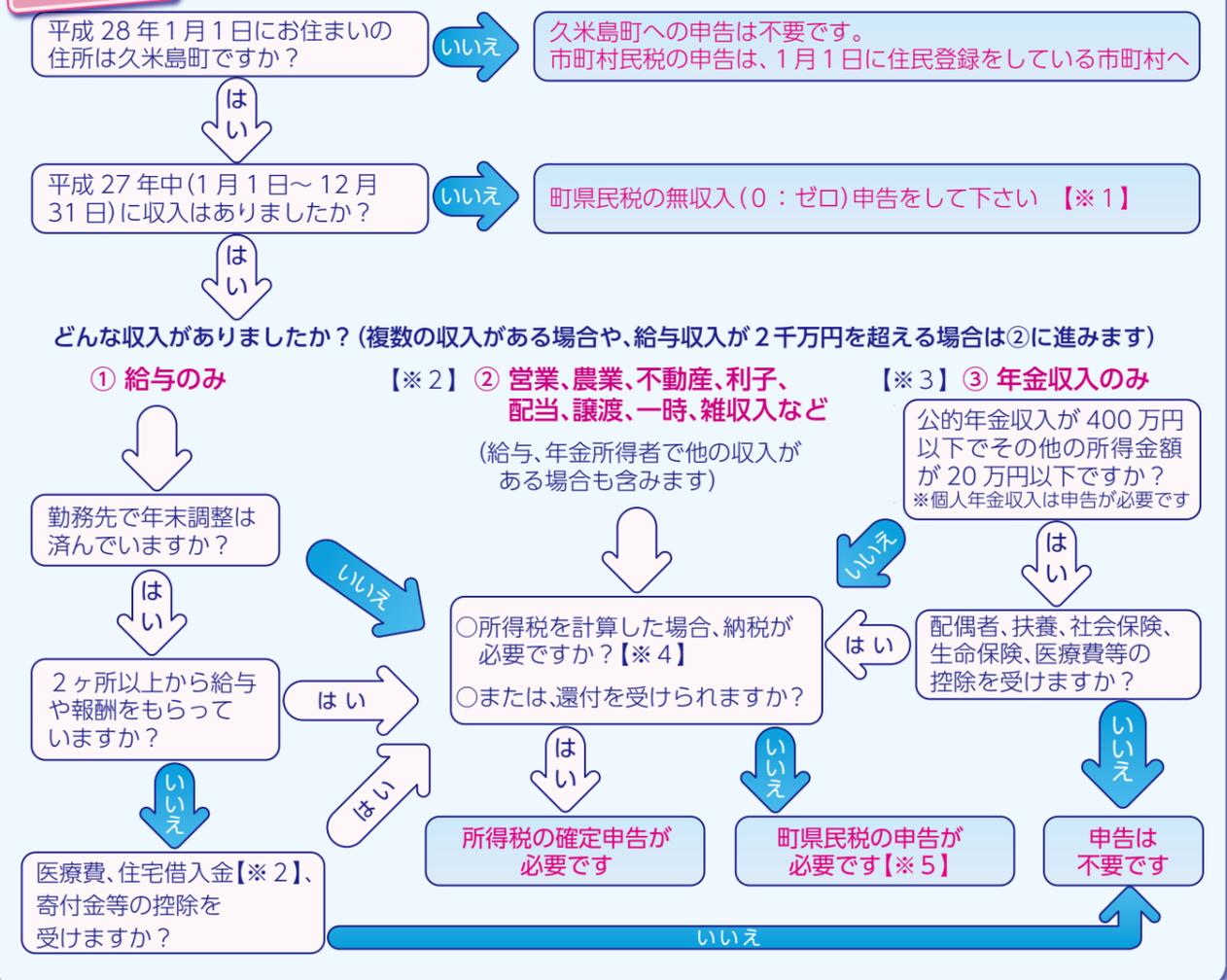
- 必要経費や医療費控除の収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などは事前に分け、計算してお越し下さい。
- 例年、終期になると大変混み合います。できるだけ指定された日にお越し下さい。
- 3月16日から5月31日までの期間は当初課税の準備を行うため、申告受付を中断します。期限内での申告をお願いします。

平成28年度町県民税を決定するために、前年1年間(平成27年中)の収入について申告していただきます。

この申告は、町県民税だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料等の算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない(未申告)場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「保育料が高い段階になる」「所得証明書が発行できない」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。

次のチェック表で申告が必要かどうか、確定申告か町県民税の申告かを確認し、3月15日(月)までに申告して下さい。

スタート ◀ 次の流れで申告が必要かどうか個人ごとにチェックして下さい。



【※1】無収入(0:ゼロ)申告は、具志川庁舎(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。

【※2】損失や譲渡など複雑な申告を要する方、また住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、沖縄税理士会による「無料相談会」で申告をお願いします。

【※3】障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の無収入(0:ゼロ)申告をして下さい。

【※4】所得税の計算ができない方は、申告相談にお越し下さい。

【※5】年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)

申告に必要なもの

(ア) 印鑑(認印可)

(イ) 収入・経費を証明できるもの

*給与所得、公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など(扶養する家族の分を含む)

*事業所得(農業、漁業、営業等)の方は収入や必要経費などを確認できる書類

(収支内訳書、領収書、販売証明、購買証明など ※ご持参いただけない場合、申告受付できません)

(ウ) 所得から控除する額を確認できるもの

*国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、損害保険料などの領収書または支払証明書

*医療費控除を受けられる方は、その領収書や補てん金(高額医療、医療保険など)を確認できる書類

*障害者控除を受けられる方は、身体障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

*寄付金税額控除を受けられる方は、寄付金の領収書